

# 療育研修会実施状況

愛知支部

参加数

30

テーマ ◆障害者制度改革の状況  
講師 ピアカウンセラー 大島 松樹  
実施場所 名古屋市総合社会福祉会館

◆筋ジス協会の活動について  
ピアカウンセラー 湯浅 康弘



実施を終えて（感想等）

参加者の感想等、必ず記入して下さい。

研修会では、障害者にとって一番重要なことである  
ことを学ぶことが出来たが、理解出来たかといわ  
れると、難しい事項が多く、今後は、機会がある時に  
再度研修を受ける必要があると感じました。  
正直、制度改革は進んでいるように感じているが、  
いまいち進んでいるようにも感じた。我々自身のことであるが、  
支部でも定期的にこのような研修会を  
開催していただきたい。

# 療育研修会実施状況

愛知支部

参加数

30

テーマ ◆障害者制度改革の状況  
講師 ピアカウンセラー 大島 松樹  
実施場所 名古屋市総合社会福祉会館

◆筋ジス協会の活動について  
ピアカウンセラー 湯浅 康弘



実施を終えて（感想等）

参加者の感想等、必ず記入して下さい。

支部の活動については訓練指導について説明  
があり、子育てグループが2回、成人グループが3回  
実施されるという説明がありました。いつも楽しい  
内容の訓練指導のようです。また今年初めて実施  
される訪問調査は、2日間で6名の会員さんを  
調査されることですが、今後は回数が増加して  
対象者をふやそうにしていただけたら良いと思います。  
また第31回全国筋ジストロフィー愛知大会は、平成5年  
以来19年ぶりに名古屋市で開催されることので  
今から楽しみに思いました。

# 療育研修会

愛知

支部

## ◆テーマ 障害者制度改革の状況について 講師 大島 松樹

講師は当支部の役員であり、難病対策担当でもあるため今回研修会で講演していただきました。

まず、政権与党である民主党マニフェストにある、障害者自立支援法の廃止、障害者福祉制度を見直しから始め、愛知県が示した資料にもとづき今後の見通しについて解説していただきました。そのあと愛知県障害福祉計画について解説していただきました。

## ◆テーマ 筋ジスト協会の活動について 講師 湯浅 康弘

最初に5月19日、20日の協会本部の第49回全国大会総会および会員研修会の説明があり、今年の支部の活動予定について説明がありました。この療育研修会については来年の予定について、あと訓練指導療育キャンプ(8月)野外活動(9月)、今年初めに実施される訪問調査について説明があり、最後に10月26、27日に予定されている、第3回全国筋ジストロフィー愛知大会についての説明と、会員の大会への協力依頼がありました。

# 障害者制度改革の状況

## 民主党マニフェスト2009 (抄)



### 26. 「障害者自立支援法」を廃止して、 障害者福祉制度を抜本的に見直す

#### 【政策目的】

- 障害者等が当たり前前に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

#### 【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法（仮称）を制定する。
- わが国の障害者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障害者制度改革推進本部」を設置する。

#### 【所要額】

400 億円程度

## 障害者制度改革の推進体制

### 【障害者制度改革推進本部】 (平成21年12月8日～)

内閣総理大臣を本部長としすべての  
国務大臣で構成

### 【障害者制度改革推進会議】 (平成21年12月15日～)

障害者、障害者の福祉に関する事業に  
従事する者、学識経験者等

### 【総合福祉部会】

(平成22年4月12日～)

- ・障害者総合福祉法(仮称)についての議論の場
- ・部会構成は障害当事者55名
- ・平成23年8月に、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言取りまとめ

### 【差別禁止部会】

(平成22年11月1日～)

- ・障害者差別禁止法(仮称)についての議論の場

## 関連法案の検討状況

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成22年6月29日閣議決定)のポイント

### ◎障害者基本法の改正

「平成23年常会への法案提出を目指す」

→平成23年7月『障害者基本法の一部を改正する法律』成立(同年8月公布)

### ◎「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

「平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す」

### ◎障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定

「平成25年常会への法案提出を目指す」

## 障害者総合福祉法の 6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

### I. 障害者総合福祉法の骨格提言

#### 1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

#### 2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

#### 3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

#### 4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

#### 5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

#### 6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

#### 7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

#### 8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性がある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

#### 9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

#### 10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

### II. 障害者総合福祉法の 制定と実施への道程

#### 1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

#### 2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

#### 3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

#### 4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計に当たり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

### III. 関連する他の法律や分野との関係

#### 1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

#### 2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

#### 3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

# 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

(平成24年3月13日 閣議決定)

## 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

## 2. 概要

### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

### 3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。)

### 4. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

### 5. サービス基盤の計画的整備

- ① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

### 6. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

## 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)

## 第3期愛知県障害福祉計画の概要について

### 第1章 計画策定の趣旨

---

- ・法定計画（根拠：障害者自立支援法）
- ・目的：障害福祉サービス及び相談支援並びに県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施の確保

（第2章 本県の現状（略））

### 第3章 計画の基本的考え方

---

#### ■1 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現（改正障害者基本法の目的規定の内容）

#### ■2 計画の基本的考え方

- (1) 県内のどこでも必要な訪問系のサービスが受けられるようにする
- (2) 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにする
- (3) グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進する
- (4) 福祉施設から一般就労への移行を推進する
- (5) 障害のある人が安心して暮らせる支援システムづくりを進める

#### ■3 計画期間

平成24年度～26年度

### 第4章 地域生活移行についての数値目標の設定と取組施策

---

#### ■1 福祉施設入所者の地域生活への移行

##### (1) 目標値の設定

|                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| 平成17年10月1日現在の施設入所者数(A):     | 4,385人            |
| 目標値:平成26年度末における施設入所者数(B):   | 3,946人            |
| H17.10.1～H27.3.31の削減数(A-B): | 439人(10%削減)       |
| H17.10.1～H27.3.31の地域生活移行者数: | 1,316人(30%地域生活移行) |

##### (2) 本計画期間の取組

###### ○住まいの場の確保

- ・グループホームやケアホームは、平成26年度末の定員数を平成22年度末の定員数の2倍とすることを目標とし、その整備を促進するため、整備に係る経費助成等を行う。
- ・グループホーム・ケアホーム利用者に対し1万円を上限として家賃助成を行う。

###### ○重症心身障害者の支援

- ・医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者がショートステイを利用できるよう、事業所の受入れ体制の強化に対し助成を行う。

○地域生活の相談支援体制の整備・充実

- ・相談支援に関するアドバイザーを設置し、相談支援体制の充実を進めていく。市町村が行う相談支援においてピアカウンセリング等が円滑に実施されるよう支援していく。

■2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(1) 目標値の設定

1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率を 76%とする  
(国の平成26年度の目標値と同一)

(2) 本計画期間の取組

○地域における理解の促進

- ・精神障害について理解を深めるためのイベントや、偏見をなくすための講演会の開催

○地域生活移行に向けた支援

- ・相談支援事業者による入院中の精神障害のある人のスムーズな地域生活移行への取組を支援

○地域定着のための支援

- ・医師を始め多職種のチームによる訪問活動を実施

■3 福祉施設から一般就労への移行

(1) 目標値の設定

平成17年度一般就労移行者数：118人  
目標値：平成26年度における年間の一般就労移行者数：480人(H17年度実績比4倍)

(2) 本計画期間の取組

○職業能力開発支援

- ・県の障害者職業能力開発施設においてニーズに対応した効果的な訓練の実施に努める。

○企業等に対する働きかけ・支援

- ・事業主等を対象としたセミナーの開催や、障害者就職面接会の開催などを行う。

○労働関係機関の就労支援策の活用

- ・トライアル雇用、ジョブコーチ、委託訓練事業等の施策の活用

## 第5章 障害福祉サービスの見込量と確保策

■1 訪問系サービス

(1) サービス見込量(／月) \* 市町村の見込量の計

|          | H22 年度実績 (3月) | H26 年度見込 (年平均) |
|----------|---------------|----------------|
| 訪問系サービス計 | 271,859 時間    | 419,946 時間     |

(2) サービスの確保策

- ・居宅介護の対象を精神障害にも拡充するよう働きかける。
- ・全ての居宅介護事業所が重度訪問介護事業を実施するよう働きかける。

## ■2 日中活動系サービス

### (1) サービス見込量(／月) \* 市町村の見込量の計

|            | H22 年度実績 (3月) | H26 年度見込 (年平均) |
|------------|---------------|----------------|
| 生活介護       | 138,292 人日    | 257,496 人日     |
| 就労継続支援 A 型 | 20,548 人日     | 35,838 人日      |
| 就労継続支援 B 型 | 60,214 人日     | 99,383 人日      |

### (2) 県が目標とするサービス提供量

・生活介護、就労継続支援(A・B型)は、地域での自立した生活に不可欠なサービスであるため、平成23年度から平成26年度の4年間で提供量の倍増を目指す。

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 平成26年度の生活介護のサービス提供量(目標値):       | 276,584人日 |
| 平成26年度の就労継続支援(A型)のサービス提供量(目標値): | 41,096人日  |
| 平成26年度の就労継続支援(B型)のサービス提供量(目標値): | 120,428人日 |

### (3) サービスの確保策

・NPO法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図る。

## ■3 居住系サービス

### (1) サービス見込量(／月) \* 市町村の見込量の計

|               | H22 年度実績 (3月) | H26 年度見込 (年平均) |
|---------------|---------------|----------------|
| グループホーム・ケアホーム | 2,266 人       | 3,666 人        |

### (2) 県が目標とするサービス提供量

・グループホーム・ケアホームは、地域生活へ移行する人や在宅の人の自立ニーズの両面から必要不可欠な基盤である。また、他の都道府県と比較して人口当たりのサービス利用者数も非常に少なく、そのニーズは多いと考える。このため、県は平成23年度から平成26年度の4年間で提供量の倍増を目指す。

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 平成26年度のグループホーム・ケアホームのサービス提供量(目標値): | 4,532人 |
|------------------------------------|--------|

### (3) サービスの確保策

・本概要書の第4章の1の(2)に記載(計画書本冊の第4章の1の(4)に詳細に記載)

## ■4 相談支援

### (1) サービス見込量

・計画相談支援については、3年間で全ての利用者を対象とすることとして算定

### (2) サービスの確保策

・相談支援従事者等研修事業を実施し、事業者の参入を促進する。

## ■5 発達障害のある人のサービス利用

・改正障害者基本法、改正障害者自立支援法に基づき、発達障害のある人に対して、福祉サービスの内容や利用方法について一層の周知を図ることが必要

## ■6 障害児支援サービス

・障害児に係るサービス提供事業所の適切な指定及びサービスの円滑な提供を図る。

## ■7 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量(ビジョン)

### (1) 圏域単位での地域特性及び課題

(2)平成26年度末までに不足するサービスの基盤整備

(3)各圏域の現状と今後のサービス見込量

## 第6章 障害福祉サービス、相談支援従事者の確保・資質向上、施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

---

### ■1 サービス提供に係る人材の育成

- サービス管理責任者研修の実施
- 相談支援専門員研修の実施
- 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成

### ■2 サービス提供事業者に対する第三者評価

- ・福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施

### ■3 障害のある人の権利擁護

- ・平成23年6月に障害者虐待防止法が成立、平成24年10月から施行。
- ・障害のある人への虐待の防止など、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくす体制の整備を図るとともに、諸権利の擁護についての取組を積極的に進めていく。

#### ○成年後見制度の活用等権利擁護の推進

- ・平成12年に創設された成年後見制度は、平成22年の障害者自立支援法の改正により、制度の利用支援事業が、市町村の地域生活支援事業の必須事業へ格上げされたことから、制度の普及や啓発や、成年後見センターの設置を促進するなど、障害のある人の権利擁護を図っていく。

## 第7章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

---

### ■1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 等

### ■2 広域的な支援事業

#### (1) 相談支援体制整備事業

- ・相談支援に関し圏域を担当するアドバイザー及び専門アドバイザーを設置し、広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進める。

### ■3 人材養成等その他の事業

- (1) 障害程度区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者等研修事業 等

## 第8章 計画の推進

---

- ・愛知県障害者施策審議会（障害者基本法の改正に基づき、旧名称（愛知県障害者施策推進協議会）を変更し、「県の障害者施策の実施状況の監視」という機能を付加された附属機関）を計画の推進機関と位置付け。

- ・障害者自立支援法の見直しが行われた場合は、計画期間内であっても、必要に応じて変更。